

所管事項調査②

保育施設に係る施設等利用費の給付誤りについて

目次	ページ
1 概要	2～3
2 判明の経緯	3
3 発生の原因	3
4 今後の対応	4
5 再発防止策	4

こども部
令和7年3月

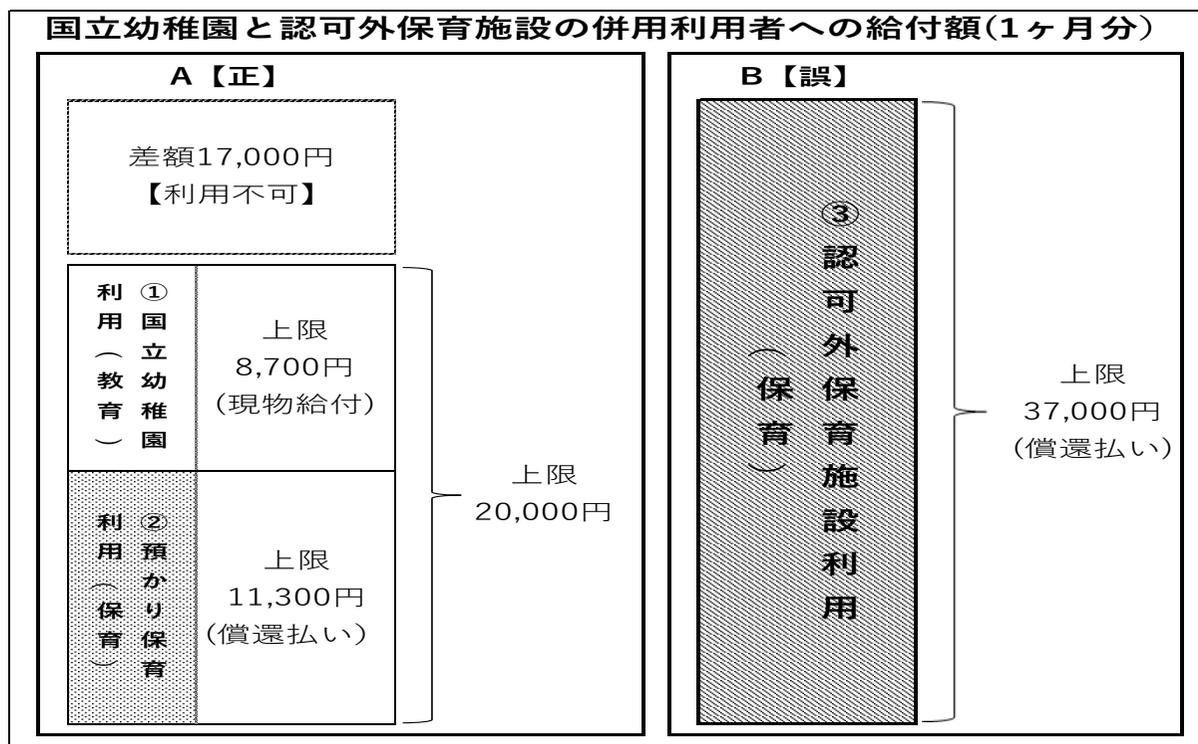
1 概要

令和元年10月から、国において3歳から5歳までを対象とした「幼児教育・保育の無償化」制度が開始され、認可外保育施設や預かり保育等のサービスを利用することもについても、利用施設や利用方法に応じて施設等利用費を保護者へ支給している。

今回、長崎市が幼稚園や認可外保育施設の利用者に給付する施設等利用費について、誤った手続きにより、過大に給付していた事案が判明した。具体的には、国立幼稚園と認可外保育施設の利用者に対する給付事務において、市（幼児課）における制度の理解不足等により、一部の利用者に対し、次のとおり、誤った適用や算定により施設等利用費の過払いを行っていたもの。

(1) 国立幼稚園及び認可外保育施設を併用した場合【※下図参照】

利用者には、Aのとおり、施設等利用費の上限20,000円（①国立幼稚園8,700円+②預かり保育11,300円）までしか給付ができないところ、市はBのとおり、上限が37,000円（③認可外保育施設利用）と誤認して給付した。



(2) 過払い額（令和3年11月分～令和6年5月分）

対象者：利用者（児童）6人、5世帯分

年度	R3	R4	R5	R6	計
対象者	3人	3人	3人	1人	延10人(実6人)
返還額	244,250円	458,800円	407,400円	51,400円	1,161,850円

2 判明の経緯

- ・ 令和6年7月、市（幼児課）の担当者が施設等利用費の給付審査を行っていたところ、一部の利用者からの申請書において、併用施設の記載欄に国立幼稚園の記載があり、国立幼稚園と認可外保育施設の併用の場合において、利用者によって異なる制度（上限：20,000円または37,000円）を適用していることが判明した。
- ・ 取り扱いに疑問を感じた担当者が国のFAQなどで確認したところ、併用の場合は、幼稚園利用料の無償化を優先して適用することとなっており、認可外保育施設利用（上限37,000円）の給付を受けられないことが判明した。
- ・ その後、国・県にFAQの再確認、国の交付金等の返還要領等の確認を行い、併せて、過払い額の市への返還についての考え方や時効について弁護士に法的見解を確認した。なお、国立幼稚園には、これまでの経緯を説明し、今後の対応について協議を行った。

3 発生の原因

- (1) 令和3年10月下旬に利用者（保護者）から相談を受けた際に、市が「給付の受け方は保護者が選択できる」との誤った説明を行い、国立幼稚園にも同様の説明を行った。
- (2) 給付に係る幼児課での決裁において、誤った取り扱いに対するチェック（確認）ができていなかった。

4 今後の対応

市が対象者へ謝罪及び事案の説明を行うとともに、過払いとなった施設等利用費については返還を求める。

返還請求額（個人別内訳）

該当者 (児童)	市から保護者 への給付済額 ①	適正給付額 預かり保育料 ②	保護者が附幼へ 支払済の利用料 ③	返還請求額 ①-②-③=④
1	502,350円	158,200円	116,700円	227,450円
2	185,000円	56,500円	43,500円	85,000円
3	1,073,000円	327,700円	189,900円	555,400円
4	616,850円	244,500円	134,200円	238,150円
5	74,050円	45,200円	24,400円	4,450円
6	74,000円	22,600円	0円	51,400円
合計	2,525,250円	854,700円	508,700円	1,161,850円

5 再発防止策

- (1) 職員の制度理解を徹底するとともに、担当職員が代わっても適正な対応ができるよう、業務マニュアルの見直しや確実な引継ぎを行っていく。
- (2) 特殊案件と思慮される問い合わせに対し、その場で自己判断するのではなく、課内で事前確認を行ったうえで回答できるよう、職員の意識付けを徹底する。
- (3) 決裁時などにおいて、誤った取り扱いを行っていないか業務マニュアルを確認するとともに、国立幼稚園の在園児名簿と突合するなどのチェック体制の整備・随時見直しを徹底する。